

# 衆議院経済産業委員会ニュース

平成 27.5.27 第 189 回国会第 17 号

5 月 27 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

## 1 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 44 号）

・宮沢経済産業大臣、山際経済産業副大臣、関経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 宮崎 政久君（自民）

- ・発明者である従業者の意見を踏まえたインセンティブ決定手続に係るガイドラインの策定が重要と考えるが、宮沢経済産業大臣の認識を伺いたい。
- ・発明の奨励（特許法第 1 条）という同法の目的を踏まえた特許庁の審査体制の整備・強化に向けた決意を伺いたい。

### 富田 茂之君（公明）

- ・「相当の利益」の決定手続の重要性を踏まえたガイドライン（改正法第 35 条第 6 項の指針）の策定の在り方について伺いたい。
- ・我が国の特許庁と米国の特許商標庁が本年 8 月から開始する日米協同審査による利点及び手続の変更点について伺いたい。

### 中根 康浩君（民主）

- ・本法改正により職務発明制度を見直すに至った理由について伺いたい。
- ・職務発明に関する特許を受ける権利が法人帰属となった場合に休眠特許が増加することが懸念されるが、特許庁の見解を伺いたい。

### 渡辺 周君（民主）

- ・本法改正により、「相当の利益」の決定手続のガイドラインの策定が法定化されるが、その効果や対価算定の際に考慮される要素について、宮沢経済産業大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 16 年改正前旧法・現行法・今回改正法と、職務発明制度が累次変更されることとなるが、制度変更時期をまたぐ開発案件に携わる従業者が処遇面等において不利益を被ることはないのか。

### 篠原 孝君（民主）

- ・「相当の利益」の決定手続のガイドライン策定に際する従業者の権利や利益の保護について、法的にどのように担保されているのか。
- ・産業全体の競争力を高める観点から、各企業の特許のオープン戦略を奨励する必要があるのではないか。

### 落合 貴之君（維新）

- ・職務発明の対価について、本法改正により非金銭にまで範囲を拡大した理由は何か。
- ・企業の有する知的財産権を担保に企業が金融機関から融資を受ける知財活用融資の活用状況について伺いたい。

### 鈴木 義弘君（維新）

- ・今後外国との間で特許や実用新案を巡る訴訟が増加することが予想されるが、国としてどのような企業防衛策を講じていくのか。
- ・特許に対するインセンティブを高めるため、国は特許の申請件数だけでなく、特許により生じる経済的価値を算出して公表すべきではないか。

### 藤野 保史君（共産）

- ・職務発明の対価について、これまでの水準を下回らないことを担保する必要があるのではないか。
- ・職務発明に関する特許を受ける権利の帰属先を巡って、審議会の議論は曲折し、不自然な経過をたどったと考えるが、宮沢経済産業大臣の見解を伺いたい。

### 野間 健君（無）

- ・職務発明に関するインセンティブ決定について、本法改正によって、どのように公平性を担保するつもりであるのか伺いたい。